

体罰を許さない学校づくりに向けて

先生、そこまでの指導が必要ですか？

A先生は、遠足で、ふざけて危険なところに行こうとしていた児童を呼び戻して注意し、みんなの前で・・・。

先生、その指導は、発達段階にふさわしいですか？

授業中、おしゃべりをしていた低学年児童を注意したB先生は、教室の後ろに立たせたまま・・・。

先生、感情的になっていませんか？

県大会に向けての部活動の練習中、C先生は、プレーに集中していないように見えた生徒を注意した。そのとき、生徒が不服そうな態度であると感じ、思わず・・・。



体罰の未然防止のためには、個々の教員が児童生徒を深く理解し、学習指導と生徒指導のあり方を見つめ直し、人権意識を高め、常に学び続けることが求められています。さらに、全職員による共通理解と協働の体制を構築することが必要です。各学校で、体罰の根絶に向けての取組を一層推進してください。

平成25年7月

神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会

神戸市教育委員会

1. 体罰の禁止

- ・体罰とは、「身体に対する侵害、肉体的苦痛を与える懲戒」です。

体罰は、学校教育法第11条において禁止されており、校長及び教員（以下教員等）は、児童生徒への指導に当たり、いかなる場合も体罰を行ってはなりません。

学校教育法第11条

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

2. 体罰がもたらすもの

児童生徒の目に、どう映るのでしょうか？

- (1) 信頼関係を壊します……児童生徒や保護者との信頼関係を壊します。そして、学校が地域全体から信頼を失うこととなります。
- (2) 発育に影響します……児童生徒の心に深い傷を負わせ、健全な社会性や規範意識の育成を阻害します。
- (3) 暴力の連鎖を生みます…児童生徒が暴力で解決することを学びます。体罰による指導で、正常な倫理観は生まれません。

3. 体罰はどうしておこるのか

児童生徒や保護者に、胸をはって説明できますか？

(1) 授業の場面で

①自分の指導に対する過信・・・

- ・自分は長年、自分なりのやり方でやってきた。……

⇒分かる授業を行うための努力をしていますか？

②自分の指導に対する自信のなさ・・・

- ・一生懸命に授業をしているのに、児童生徒は聞いていない。

⇒ 児童生徒の充実感・達成感を生み出す授業の工夫をしていますか？



(2) 部活動の場面で

①試合に勝つことや成果をあげることに執着していませんか？

「成果主義」から → 「経過主義」へ

- ・成果を追い求めるのではなく、過程を大切にしましょう。
- ・勝利至上主義ではなく、取組の中で児童生徒が成長すること、スポーツを通して今の自分を超越る経験をさせることが大切です。

②部活動の運営は、教員同士で組織的に行っていますか？

- ・指導の仕方や指導計画について相互にチェックしましょう。
- ・顧問に対して、他の教員が意見を言うことができる雰囲気づくりが必要です。

(3) 生徒指導の場面で

児童生徒の問題行動を発見する ⇒指導する ⇒児童生徒が素直に従わない
⇒さらに強く指導する ⇒反発する ⇒教員が冷静さを失い、行動に出る
⇒**体罰の発生!**

- ①児童生徒は、どうして素直に従わなかったのでしょうか？
 - ・児童生徒は、なぜ指導されたのか分かっていますか。
- ②児童生徒が思わぬ反応をしたときに、どのように行動しますか？
 - ・まず、冷静に状況を判断し、自分の感情をコントロールしながら指導に当たりましょう。

4. 体罰の未然防止のために

**指導の前に、一呼吸。
常に冷静な指導を!**

(1) 教員による児童生徒理解と信頼関係の構築

- ①児童生徒のことを理解する……家庭環境は？ 生育歴は？
- ②児童生徒の成長を認識する……児童生徒は日々変化しています。
- ③児童生徒の願いを受け止める…児童生徒の気持ちを知ろうとしていますか？

(2) 教員による共通理解と協働体制の構築

- ・体罰は個人の資質と組織の問題です。
- ・体罰を生まない教員組織になっていますか？



①生徒指導情報の共有化

- ・児童生徒の実態を共有できていますか？
- ・個に応じた指導方法、人権重視の視点に立った指導が必要です。

②教員の特性に応じた役割分担

- ・まずは教員同士の信頼関係！互いにアドバイスはできますか？
- ・特定の教員に任せたり、一人で抱え込んだりしていませんか？

③校内、校外での研修の実施

- ・授業力の向上は？
- ・部活動のコーチング能力の向上は？



◇ 各委員の意見から

- 子どもたちの心の中には「自分を見てほしい、分かってほしい」という気持ちがいっぱいだ。それを汲み取ろうとする目線のある教員には、やがて子どもはついていく。そこには体罰が起こる要素もないように思える。
- 日ごろから教員と保護者が信頼関係をつくり、常に様々な話ができるような状況をつくっておくことが一番大切だと考える。
- 若い教員が増えていると聞く。学校全体で児童生徒をどのように育てるかをはっきり示し、教員相互のサポート体制を確立してほしい。
- 子どもたちに対する理解を深め、温かく成長を信じたり認めたりしてほしい。その第一歩として、教員として自分の指導に自信を持てるよう、研修に励んでもらいたい。
- 部活動での指導は、一体誰のための指導なのか、ときどき立ち止まって考えてみてほしい。

平成 24 年 12 月、他都市で、部活動中の体罰を背景に、一人の高校生が自らの命を絶つという悲しい事件が起きました。この件を受け、平成 25 年 1 月、文部科学省から体罰に係る実態把握についての調査依頼がありました。神戸市においても調査を行った結果、多数の体罰事案を把握しました。

神戸市は、「教育日本一のまち」を目指し、確かな学力と豊かな心の育成に取り組んでいるところです。「人は人によって 人になる」という教育理念を掲げる神戸市の教育にとって、体罰に至るような指導は、あってはならないことです。

そこで、神戸市教育委員会は、本年度、学識経験者や有識者、保護者、学校関係者により「神戸市体罰を許さない学校づくり検討委員会」を立ち上げました。会議の中では、本市の体罰防止対策をテーマにしながらも「スポーツを通して育てたいこと」や「児童生徒理解の方法」「保護者の思い」など、教員が指導を行う上で参考になるご意見を多数いただきました。それらのご意見をこのリーフレットにまとめましたので、各校における研修や自身の教育活動の振り返りにぜひ活用し、体罰を許さない学校づくりに取り組んでください。

神戸市教育委員会 教育長 雪村 新之助

<体罰を許さない学校づくり検討委員会委員>

| | | |
|-----|------------------------|--------|
| 委員長 | 神戸親和女子大学学長 | 三木 四郎 |
| 委員 | 元神戸女子短期大学教授 | 山口 芳弘 |
| | 弁護士 | 鎌田 哲夫 |
| | 神戸市スクールカウンセラー・スーパーバイザー | 井上 序子 |
| | スポーツ指導者 甲南大学教授 | 鷗木 千加子 |
| | 神戸市小学校PTA連合会 | 正木 由紀 |
| | 神戸市中学校PTA連合会 | 中谷 典子 |
| | 神戸市高等学校PTA連合会 | 長尾 博子 |
| | 神戸市盲・養護学校PTA連合会 | 新 照良 |
| | 神戸市小学校健全育成委員長校長 | 島本 知弘 |
| | 神戸市中学校生徒指導対策委員長校長 | 根岸 恒夫 |
| | 神戸市高等学校生徒指導委員長校長 | 西尾 勝 |
| | 神戸市立盲・養護学校長会長 | 野坂 静枝 |
| | | (順不同) |